

『月令抄』三本

田 上 稔

前稿まで⁽¹⁾に、建仁寺両足院蔵『月令抄』（以下「両足院本」と略称）、京都大学附属図書館清家文庫蔵『月禮抄』（請求記号「清家文庫 I-G4 / ケ / 1 貴」。以下「清家文庫 A 本」と略称）及び『月令抄』（請求記号「清家文庫 I-G4 / ケ / 2 貴」。以下「清家文庫 B 本」と略称）の三本について、個々の考察を行ってきた。本稿は、一旦それらを纏め、できれば、両足院と博士家清原家との繋がり等に関する資料としての、三本の資料価値に迫ってみたい。

三本とも二冊からなる。ただし、第一冊目と第二冊目との本文切れ目は、三本それぞれで異なる。三本とも二冊いずれも美濃判の和綴じで、両足院本には「月令抄（上・下）」題簽があり、清家文庫 A 本には「月令抄 共二冊」、B 本には「月禮抄（上・下）全二冊」の墨書が各々ある。三本とも、それぞれ遊紙一丁がある。なお、清家文庫 A 本には、「上」「下」の別が記されていないが、本稿では第一冊目を「上巻」、第二冊目を「下巻」と呼称する。

三本の構成は、殆ど等しい⁽²⁾。三本とも、上巻墨付第1丁表に「啓蒙通釈下」「曆林問答」をそれぞれ題として掲げて

その引用を続ける。その後、「礼記卷第五」「月令第六」の題を掲げて本文が始まり、「月令」作者を論じた後は、「月令」本文の部分を見出しとして掲げて、漢字カタカナ交じりの仮名抄を付し、さらに「正曰」「正云」と『礼記正義』（以下『正義』）等からの引用が続く、という形式を基本として展開していく。構成のみならず記載内容においても、三本は祖本を同じくし、書写上の関係をもった、同一の資料であることは確実であろう。

ただし、祖本からの書写の流れが三本で異なることを反映してか、子細に検討すると様々な相違が見いだされ、三本の関係が単純なものではないことが推察できる。

以下、具体的に観点を絞って、前稿までの成果を纏めつつ三本を比較し、検討していく。

一、誤字・誤写

三本ともに、一文字・二文字単位での書写間違いを推定できる箇所は、枚挙に遑が無いほどである。前稿までの成果をまとめておくと、

(1) 両足院本にも、誤字・誤写の疑われる、書写間違いの可能性が推定できる部分が、少なくはない。しかしながら、両足院本に見いだされる過誤（或いはその可能性のある箇所）は、清家文庫A本・清家文庫B本のそれと比べると少ない。

(2) 清家文庫A本には、形の類似した文字の誤写と思われる箇所が非常に目立つ。粗忽とすら印象されるような誤写推定部分が少なくない。

(3) 両足院本と清家文庫A本とで共通して書写間違いを推測させる箇所を検証すると、それぞれが不正確に文字を

写し、或は欠落させてしまい、それが、たまたま両本で一致しただけ、という可能性を否定する根拠もないが、そういう「偶然」ではなく、両本の書写元となった元本が近しい関係のものであったと考えられる可能性も否定できない⁽³⁾。

(4) とはいえ、本文の誤字箇所的一致状態、誤写内容の一致状態から推す限り、両足院本と清家文庫A本とがそれぞれ書写元とした本が同一である可能性は低い。

右記(2)に纏めたように、清家文庫A本の書写元本(或いはそれ以前も)での書写過誤も考えられるけれど、清家文庫A本の書写の正確性については、少なからず疑わざるを得ない。

二、本文欠字・欠落

三本ともに、本文に欠字・欠落がある。前稿までの観察結果をまとめると、

(1) 清家文庫A本に大量に存在する「欠字」は両足院本にはほとんど見られず、総じて、両足院本に見られる書写過誤による欠字或いはその可能性のある箇所は、清家文庫A本のそれと比べると、量的に圧倒的に少ない。

(2) 清家文庫A本には、五字未満程度の脱字も多く見られるだけでなく、もはや「脱字」の域を超えた十文字以上にわたる「欠落」も非常に多く存在し、一丁ほどが欠けている部分もある。

(3) 清家文庫A本に多く見られる本文「欠落」には、「型」のようなものも存在する。

(4) 五字未満程度の脱字は、清家文庫B本も少なからずあるものの、五字程度以上で行単位に及ばない程度の脱字(欠落)は、むしろA本よりも少ない。

(5) 清家文庫B本では、A本での、ほぼ一丁に亘るような欠落等も見られない。ただし、ほぼ一丁分の本文が他の

箇所間違つて挿入されており、綴じ間違いの疑われる錯乱箇所がある。

ここでは、清家文庫A本に著しい、一〇文字を超えるような本文欠落⁽⁴⁾を振り返っておく。両足院本および清家文庫B本を基に、清家文庫A本において欠落している部分に傍線を付す。

是弁服各其事々ニカワル四時ニヨリテカハラサル也 又玉藻曰―天子龍袞以祭トハ四時共ニ龍袞玄衣
(両上28ウ)⁽⁵⁾

是弁服龍袞玄衣 (清A上25ウ)

是弁服各其事々ニカワル四時ニヨリテ不替ル也又玉藻曰―天子龍袞以祭トハ四時共ニ龍袞玄衣
(清B上22ウ)

百縣モ合制ト知ヘシ百縣ニ為来歲受朔日ト云ハ諸侯モ亦為来歲受朔日ト知ヘシ互見メ云也諸侯トハ
(両下44ウ)

百縣モ諸侯トハ (清A下32ウ)

百縣モ合制ト知ヘシ百縣ニ為来歲受朔日ト云ハ諸侯モ亦為来歲受朔日ト知ヘシ互見メ云也諸侯トハ
(清B下13ウ)

清家文庫A本での、このような欠落には、「型」のようなものも見られた。

楚語云重為南西司天型為大正司地所以又為南正火正不同者蓋重為本正兼為南正司天型為火正兼為北正故韋 (両上14ウ)

楚語云重為南正司天型為火正兼為北正故韋 (清A上13ウ)

の「為」字を、両足本傍線部末尾「為」と誤認した結果、傍線部全体を飛ばして書写してしまったものと見られる。このような誤認に基づく誤写の類型が清家文庫A本に数多く見られることは、既に報告⁽⁶⁾したとおりである。

さらに、清家文庫A本では、両足院本の体裁で二九行ほど、ほぼ一丁に相当する部分が欠落している箇所が複数見られた。両足院本の本文を基に、清家文庫A本に無い部分に傍線を付して、一箇所のみ再掲する。

廂曰廟無東西廂有室曰寢是也―母作大事―軍兵ヲ起メ農事ヲ妨ヘカラス―是月也母竭川澤―川沢ノ魚ヲツクメ取ヘカラス陂池ノ魚ヲ尽メ取ヘカラス山林ヲヤイテ獸ヲツクメ取ヘカラス此ニハ生物ヲ害スル事ヲ禁ヘ制スル也 天子乃鮮―鮮ハ獻ノ字ニ作ヘ

シト云幽七月詩ニ四之日其祭獻羔祭韭ト云ホトニ此鮮ノ字ハ獻ノ字ナルヘシト也天子ノ羔ヲ獻メ司寒ノ神ヲ祭ル也開氷トハ氷室ニ藏メタル氷ヲ出メマツヘ宗廟ニ薦ル也其後人ニ賦テ下サルヘ也

注獻羔―左傳ニ獻羔而啓之ト云啓時ニ祭ル 薦於宗廟―宗廟ニ薦トハ仲春ヲ云乃後賦之トハ孟夏ヲ云故凌人云夏頒氷ト

云ヘリ春秋傳曰―正云案昭四年春大雨雹季武子問於申豐々々對以此辭北陸トハ虛ノ宿也十二月二日ノ虛ノ宿ニアル時氷ヲ

氷室ニ藏ル也西陸朝―西陸トハ昴ノ宿也四月二日ノ昴ノ宿ニアル時ニ畢ノ星カ東方ニ見ユル也此時氷ヲ出テ頒テ百官ニ下

サル初テ出テ廟ニ薦ハ二月也百官ニ頒ハ四月也日本ニハ四月朔日ヨリメ九月卅日マテ毎日氷ヲ獻スル也年中行事ニ四月朔日ノ処

ニ主氷ノ司始貢氷事トノセタリ 深山窮―汭ハ閉也固陰ハ堅固ノ陰ナリ汭寒ハ閉寒テ陽ニ通セサル処ナリ是ニヲイテ氷ヲ取ル也

其出之也―朝之祿位トハ丈夫已上ヲ云賓トハ賓客ヲ云食トハ常ノ飲食也喪トハ死喪ヲ云祭トハ祭祀ヲ云コレ等ニ皆氷ヲ用ル也

其藏之―黒牡ハ黒キ牲ヲ云秬黍ハキヒ也コレニテ水神ヲ祭ル司ノ寒ハ水神也 桃弧―弧ハマル木ノ弓也弓ハアワセタル弓也桃ハ

不祥ヲ去クルモノ也鬼神ノヲツルモノ也故コレニテシタル弓ヲ桃弧ト云棘ハ針アリテ惡ヲ禦ク故ニコレニテシタル矢ヲ棘矢ト

云司寒ノ神トハ玄冥ノ神也コレハ水神也 時食肉―獻羔而―獻羔ハ則黒牡也火出而畢―尊卑ヲイワス悉ク賦リ與ル也火出ト

ハ夏ノ三月也商ニ於テハ四月也周ニ於テハ五月也周礼ニ夏頒氷ト云ハ建巳四月也夏ノ三月ト云ト四月ト云ト不同ナルコトハ

正曰建辰火星在昴火星始出至建巳火星漸高稔而言之亢得稱火出旱則三月之末晚則四月之初不甚相遠又三月内有得四月節故拋夏

而言之案月令季冬藏氷詩幽風三之日納于凌陰三之日是建寅不 (両上49才)

この欠落の結果、清家文庫A本の当該部分は、次のような体となっている。

廂曰廟無東西廟有室曰寢是也幽風三之日納于凌陰三之日是建寅不 (清A上47ウ)⁽⁸⁾

清家文庫B本にも、量的に清家文庫A本には及ばないとはいえ、次に示すような、一〇字以上の欠落は存在する。

楚語云重為南西司天犁為大正司地所以又為南正火正不同者蓋重為木正兼為南正司天犁為火正兼為北正故章 (両上14ウ)

「ギスナヲ云」から「五穀ヲ」に直結し、その間の傍線部分が欠落するが、その欠落の一部「蜀食穀曰麥音患草ヲクフ獸ヲ蜀ト云」が「肥タモ瘠」の直後に現れ、その後に「五穀ヲクウ獸ヲ麥ト云瞻―肥タモ瘠」が繰り返されるという錯綜を見せる。

さらに、清家文庫B本において、ほぼ一丁分がズレている、長大な乱丁箇所⁽¹¹⁾の存在も確認した。

三、訓点類

前稿までに、清家文庫B本の体裁を大きく特徴付けている点の一つに、引用漢文での訓点類の少なさを指摘しておいた。⁽¹²⁾ 清家文庫B本は、清家文庫A本に比べても返り点がほとんど無く、両足院本と比べるとさらに著しく少ないのみならず、決して整ったものではないことも指摘した。両足院本・清家文庫A本の返り点が後補のものである可能性が全くないわけではないが、この返り点（訓点）という観点からは、最も整った本文をもつのは両足院本であり、清家文庫A本がこれに次ぎ、清家文庫B本は、最も粗い本文であると言える。

四、漢文体表記

両足院本・清家文庫A本と清家文庫B本とを比較し、後者の仮名抄部分の特徴として、漢文体表記が多用されていることも挙げられた。⁽¹³⁾ 両足院本・清家文庫A本でも、たとえば、

今ハ季秋ナレトモ冬ノ令ヲ行ヘハ如此也（両下49ウ・清A下36オ）

と漢文体表記であることもあるけれど、B本では特に文末あるいはその近くでの否定表現に、それが多用される。

三公九卿大夫ト云テ諸侯ヲ云ハス然トイヘトモ（両上30オ） 三公九卿大夫ト云テ諸侯ヲ云ハス然トイヘトモ（清A上26オ）

『月令抄』三本

三公九卿大夫ト云テ諸侯ヲ不云然トイヘトモ (清A上26才)

是月也祀不―季春ニ牝牡ヲ合センタメニ故ニ犠牲ヲ殺サス (両上51ウ)

是月也祀不―季春ニ牝牡ヲ合センタメニ故ニ犠牲ヲ殺サス (清A上46ウ)

是月也祀不―季春ニ牝牡ヲ合セン為ニ故ニ犠牲ヲ不殺 (清B上40ウ)

夏小正ニ王瓜秀ト云トキカヨキヤラン知ラスト也 (両下3ウ)

夏小正ニ王瓜秀ト云トキカヨキヤラン知ラスト也 (清A上57ウ)

夏小正ニ王瓜秀ト云トキカヨキヤラン不知也 (清B上50才)

是月也母用―南方ニ火ヲ用ヘカラス (両下17才) 是月也母用―南方ニ火ヲ用ヘカラス (清A下7ウ)

是月也母用―南方ニ火ヲ不可用 (清B上61ウ)

書写元本のカタカナ表記が、清家文庫B本において漢文体に置換されたものであろうか。もしそうだとすれば、清家文庫B本の、「書写」という作業に関する意識を窺える資料となるだろう。

五、意図的空白

両足院本と清家文庫A本とは、項目や記述の切れ目でもない箇所に見られる、不自然な空白が存在する。前稿までの考察をまとめると、

(1) 両足院本と清家文庫A本とに見られる空白部は、あたかも、そこに本来あるべき文字の欠落を標示する役割を託されていると見ることが可能であろう。⁽¹⁴⁾

(2) 両足院本と清家文庫A本とで同一箇所・同一文字が欠落し、しかも当該箇所がともに空白となっている点まで

が共通している例があり、これは両本の書写元本が近い関係のものであったことを示唆するものかもしれない。

(3) とはいえ、両足院本と清家文庫A本とがそれぞれ書写元とした本が同一である可能性は低い、と推定せざるを得ない。⁽¹⁵⁾

(4) 清家文庫B本には、意図されたものと判断できる空白は見当たらない。⁽¹⁶⁾

両足院本・清家文庫A本の空白部には、『礼記正義』や他二本を参照すると文字を補うことが可能となっていることがほとんどである。

まず、三本のうち両足院本にのみ見られるものの例を抜粋し再掲する。

帝具所祭之處 賀湯熊氏等並以為在明堂 (両上54才)

帝具所祭之處 賀湯熊氏等並以為在明堂 (清A上49才)

帝具所祭之處 加是湯熊氏等並以為在明堂 (清B上42才)

清家文庫A本にのみ見られるものの例(抜粋・再掲)。

正兼為南正司天型為火正兼為北正故韋昭注國語云火當為北 (両上14ウ)

正兼為南正司天型為火正兼為北正故韋昭注國語云火當為北 (清A上13才)

重為南正司天型為火正兼為北正故韋昭注國語云火當為北 (清B上11ウ)

そして、両足院本・清家文庫A本同一箇所に見られるものの例(抜粋・再掲)。

澤皆為秦相後又為丞相 天子曰兆民トハ左傳閔元年晋ト偃之辞也 (両上31ウ) 、「也」一字欠落か。

澤皆為秦相後又為丞相 天子曰兆民トハ左傳閔元年晋ト偃之辞也 (清A上28ウ)

澤皆為秦相後又為丞相 天子曰兆民トハ左傳閔元年晋ト偃之辞也 (清B上24ウ)

両足院本と清家文庫A本との、これら空白部は、あたかも、そこに本来あるべき文字の欠落を標示する役割を託されていると見ることが可能であろうと分析を試みた。⁽¹⁷⁾ 小林千草氏も、両足院蔵『雅久聞書』⁽¹⁸⁾に散見される「空白部分」について、和仲東靖書写段階で原本が「かなり破損していた」ことの反映と考察されている。この『月令抄』両足院本・清家文庫A本の二本に見られる空白も、その書写元本段階で既に存在していた欠落か、もしくは汚損等で判読が困難であった部分に、それを標示する意図をもって挿入されたと考えられよう。もちろん、書写元本自体に、既に当該空白が設けられており、それを忠実に写した可能性もある。いずれにしても、本文批判意識が働いていたことは間違はなく、殊に両足院本において、より高い意識を伺うことができるのではなからうか、と考察した。

両足院本と清家文庫A本とで同一箇所・同一文字が欠落し、しかも当該箇所がともに空白となっている点までが共通している例があり、これは両本の書写元本が近い関係のものであったことを示唆するものかもしれない。空白部が完全に一致はしないながら、

春時惟祭大皞 云々属者以蠶功既大非獨祭 (両上54才) …「大皞云之属」が妥当か。

春時惟祭大皞 云也属者以蠶功既大非独祭 (清A上49才)

春時惟祭大皞云々云也属者以蠶功既大非独祭 (清B上42ウ)

瞻 肥タモ瘠 ヲモ瞻ヲモ元視也 (両下36才) …『正義』本文「瞻肥瘠者瞻亦視也。」

瞻 肥タモ ヲモ瞻ヲモ元視也 (清A下24ウ)

瞻 肥タモ瘠タルヲモ瞻モ元視也 (清B下6ウ)

やはり、ともに文字を補入できる空白部が同一箇所に見られるのは、両足院本と清家文庫A本との、おそらくその書写元を通しての近い関係を示唆するように受け取れる。両足院本と清家文庫A本とに見られる、この空白は、この

ように、同一箇所・同一文字について両本で見られることが多いとはいえ、一方にのみ見られることもある。両本で食い違う空白部が存在していることは、両本の書写原本がまったく同一のものではないという推察の可能性を支えるだろう。両足院本の筆は、木田章義・京都大学名誉教授によれば利峯東鋭（？一六二七）とのことであるが、清家文庫A本の筆についても、今後、検討が必要となる。

このような意図された空白が見当たらない点が、両足院本・清家文庫A本に比しての、清家文庫B本の大きな特徴である。この欠字想定箇所への空白設定欠如に、清家文庫B本書写者の本文批判意識がどれほどのものであったのかを推測する手がかりを見てもいいだろう。

次項にも述べるように清家文庫B本には改行一字下げがないこと、さらに先に述べた訓点類が少ないことも合わさって、清家文庫B本の見た目の印象を非常に平板で単調なものとしている。

六、注記等改行一字下げ

『月令抄』三本の内、両足院本と清家文庫A本とは、「注記等一字下げ」という、体裁上の大きな共通点が存在する。この一字下げに関して、前稿までに縷々明らかにしてきたことを纏めると、以下の通りである。

(1) 両足院本・清家文庫A本の注記等一字下げは、『正義』「疏」部分からの漢文引用を主とし、『正義』書き下しに近いものや『正義』にない独自解説を述べている部分にも見られ、一字下げ体裁形式とその内容とが、必ずしも一致しているわけではないが、「見出し―解説」の型として意図的に設定されたものである。¹⁹⁾

(2) 清家文庫B本では、一箇所が確認できるのみである。

(3) 両足院本と清家文庫本とに見られる、この注記一字下げには、見出しとする本文とその注（解説）とを視覚的

に識別し易く整える効果をもたらしている。

(4) 両足院本で一字下げ体裁をとる箇所は、上巻二九カ所、下巻一一五カ所の合計一四四カ所である。清家文庫A本で、対応する箇所が一字下げ体裁をとっていないのは、両本を単純に比較すれば、二三カ所にとどまる。

(5) 清家文庫A本の、一丁ごとの行数(概数十二)、一行の文字数は、両足院本と異なるが、両足院本では上巻墨付第40丁裏から見られるようになる注記一字下げが、清家文庫A本でも、相当する本文箇所である上巻墨付第38丁表(以下「清上A38オ」のように記す)から見られるようになる。

(6) 両足院本に一字下げとなっている箇所が清家文庫A本ではそうならない箇所二二に対して、その逆は僅か四カ所のみである。

(7) 一字下げ体裁への関心の高さを窺えるような用例の存在も、両足院本に見いだせる。

右(6)の両足院本と清家文庫A本との「一字下げ」体裁箇所の類似から推すと、両本の書写元本は、そう遠くない関係にあるものである可能性が高いだろう。ただし、両本に存在する注釈等一字下げ箇所の異なりは、両本の書写元本のそれぞれの体裁を反映したものであるとも想定できる一方で、それぞれの書写過程で変更された可能性を完全に排除できないことも事実である。

両足院本が一字下げ体裁を徹底しているというわけでは全くないにしても、「注記等一字下げ体裁」という点から両足院本と清家文庫A本とを観察すれば、清家文庫A本よりも、両足院本の方が、あくまでも相対的にはあっても、より「整えられた」本文をもつと言っているのではないか。

京都大学附属図書館清家文庫には、清原宣賢自筆本が蔵されている。その中で、たとえば『礼記抄』(請求番号「1-64ラ/2貴」)は、墨付第三丁裏から、『礼記』本文語句を見出しとして掲げ、一字下げの漢字カタカナ交じり文章で

抄した後、「正曰」と『礼記正義』等からの漢文引用を載せる形が基本型となっており、本文（見出し）と注との区別を視覚的に明確にする意匠となっている。さらに、たとえば、清家文庫蔵『易学啓蒙抄』『尚書聴塵』といった、清原宣賢自筆とされている資料でも、その体裁が、やはり、見出し語を掲げた上で一字程度下げ文章にて抄を付している。本文見出しと注とを視覚的に見分け易く整える配慮は、宣賢自筆『月令抄』祖本にも用いられていたと仮定しても大きな無理はないように思われる。⁽²⁰⁾

そうした両足院本・清家文庫A本に比べて、清家文庫B本の体裁は、右（2）に纏めたように僅か一箇所のみの一文字下げで、あまりに「恬淡とした」書写の結果というべきであろうか。既に見てきたように、引用漢文の訓点類が殆どない点や、意図された空白が設けられていない点も、そうした印象を強める。もちろん、引用漢文の訓点類は両足院本・清家文庫A本書写者が付加した可能性を完全に排除できるわけではないにしても、欠字空白・訓点類・注記等一字下げをすべて欠いている点⁽²¹⁾は、書写者の本文批判意識を反映しているのだろう。

以上、三本の関係性について纏めてきた。

両足院本と清家文庫A本との近い関係を示唆するような用例からは、両本が書写元とした本が、直接的な書写元本は異なるだろうけれども、遠くない関係のものであったのではと推定できた。

注記等一字下げ、欠字部分の意図的空白、訓点類の存在等、一見した印象が両足院本に近い清家文庫A本（或いはA本の書写元本）は、とはいえ、その書写完成度が如何程のものであるか疑わしい。誤字・脱字、本文欠落等、相対的に両足院本よりも乱れが大きいという印象をもたざるを得ない。両足院本にも、書写間違いの可能性が推定できる部分は少なくはない。しかしながら、清家文庫A本に大量に存在する「欠字・欠落」は両足院本にはさほど見られず、総じて、両足院本に見いだされる過誤（或いはその可能性のある箇所）は、清家文庫A本のそれと比べると、量的に『月令抄』三本

やはり少ない。加えて、清家文庫A本で挙げたような、ほぼ一丁に亘るような欠落等も見られないことから、両足院本の本文は、相対的に、より整ったものであると言つていいだろう。

本文欠字・欠落は、清家文庫B本も決して少なくはない。B本は、訓点類、欠字空白処理、さらには改行一字下げ体裁を欠く外観から、本文を整えようという意識が希薄なように見え、見た目の印象が両足院本から最も遠いということもあつて、本文批判意識の在り方に先入観をもたれる可能性がある。しかしながら、本文自体は、その外観印象ほどのものではなく、むしろ清家文庫A本よりも整った部分もある。資料価値の正当な評価が求められる。

両足院本が最も整った本文をもつとはいへ、書写物である以上は免れ難い脱字等誤写があり、他二本で補正する必要がある。両足院本を主としつつも三本を総合的に校合して初めて、清原宣賢抄『月令抄』祖本本文の復元可能性が期待できる。

注

(1) 『女子大國文』第一六五号(二〇一九年九月)、『女子大國文』第一六八号(二〇二一年一月)、『女子大國文』第一七二号(二〇一三年一月)。

(2) 本文以外での異なりを挙げると、両足院本・清家文庫A本には「礼記卷第五」の下に「享祿四年壬五月環翠軒宗左抄之」とあるが、これは清家文庫B本には無い。また、清家文庫A本下巻末尾には、両足院本・清家文庫B本には無い「地震ノ詩」の書き込みがある。

(3) 両足院本と清家文庫A本との近しい関係を示唆するとして挙げた用例(『女子大國文』第一六八号)。

一年中ニ或ハ升リ或ハ升ル聖人象ヲ作テ各分テ (両上35オ)

一年中ニ或ハ升リ或ハ升ル聖人象ヲ作テ各分テ (清A上31ウ)

一年中ニ或ハ升リ或ハ降ル聖人象ヲ作テ各分テ (清B上28ウ)

両足院本・清家文庫A本の傍線部「升」字は、文脈からも『正義』「二年之中或升或降故聖人作象各分」からも、清家文庫B本のように「降」が妥当である。この「升」字には、両足院本「本ノマヽ」、清家文庫A本「本ノ如シ」と、それぞれ傍記されている。また、

大裘而冕祀五帝亢如之既別云五帝 (両下20才) 大裘而冕祀五帝亢如之既別云五帝 (清A下10ウ)

大裘而冕祀五帝二九如之既別云五帝 (清B上63ウ)

「亢」は、文脈からも『正義』「大裘而冕祀五帝亦如之」からも、「亦」字が妥当である。やはり、両足院本「本ノマヽ」、清家文庫A本「本ノ如シ」と、それぞれ傍記されている。これらの傍記が、後の校閲者ではなく書写時・書写者によるものならば、両本ともが(或いはそれぞれが)書写元とした本で「升」字や「亢」字であることに疑義を呈したのではなからうか。もちろん、これら傍記が既に書写元の本文に書き込まれていた可能性も考えられるが、そうだとすると、そこに既に、これら同じ「誤字」が存在したこととなり、いずれにしても、両足院本と清家文庫A本との書写元本に、ともにこれらの「誤字」が見られたこととなる。これら「誤字」とその傍記とは、この両本の関係性を推定する材料となり得るだろう。さらに、この例では、清家文庫B本「二九」が「亢」文字の誤写であるらしいことも、三本の書写元本を推定する上で興味深い。

さらに、

熊掌ハ常ニハマレナル者也晋靈公ノ是月也天子前月ハ (両下49才)

熊掌ハ常ニハマレナル者也晋靈公ノ是月也天子前月ハ (清A下36才)

熊掌ハ常ニハ常ニハマレナル者也晋靈公是月也天子前月ハ (清B下17才)

でも、両本ともに「晋靈公ノ」後続部が空白となっており、両本で別個に発生した偶然の欠字とは考えにくいだろう。さらに

清家文庫B本でも、「晋霊公」に続く本文が欠けていることも興味深い。三本とも、本文末尾部分（両78才、清A下61才、清B下48才）に「大簇□鍾之所生三分益一律長八寸」以下の記述があるが、そのうち、「應鍾」のみ、後続部分が空白・欠落になっている。

無射 夾鍾之所生三分去一律長四寸

應鍾

（両下78才・清A61才・清B下40才）

六千五百六十一分寸之六千五百二十四

（4）『女子大國文』第一六八号。

（5）「両足院本上巻墨付き第28丁裏」を「両上28ウ」のように略記する。

（6）次のような報告を行った（『女子大國文』第一六八号）。

周礼ニ上春霽亀ト云ホトニ秦モ亦上春ニ霽亀ナリ又秦ニハ孟冬霽亀筭ト云ホトニ（両下53ウ）

周礼ニ上春ニ霽亀ナリ又秦ニハ孟冬霽亀筭ト云ホトニ（清A下33ウ・正しくは下31才にある

べき）

周礼ニ上春霽亀ト云ホトニ秦モ亦上春ニ霽亀也又秦ニハ孟冬霽亀筭ト云ホトニ（清B下20ウ）

「霽亀」が二回現れるうち、清家文庫A本では、最初の「霽亀」の直後から二回目の「霽亀」直前まで欠落する。最初の「霽亀」まで書写した後、それを次の「霽亀」と見誤ったために、この写し忘れが生じてしまったのではないか。この欠落は、次のような欠落用例（抜粋）にも類似している。両足院本本文の、清家文庫A本欠落部分に傍線を付す。なお、左例でも清家文庫B本に欠落はない。

木ニテシタル戸ヲ闔ト云竹葦ニテシタル戸ヲ扇ト云此ニハ耕者ト云程ニ庶人ノ事ヲ云庶人ハ葦門蓬戸ノ体也故ニ竹ヤ葦

ノアミ戸ヲスル也（両上48才・清A45ウ）

鄭司農注五兵者是也戈受戟酋矛夷矛後鄭又注云步卒之五兵則無夷矛而有尸矢如鄭所云則此注掇

（両下45才・清A下33才）

(7) この欠落部分は、清家文庫B本上巻第39丁表に、表現の細部に若干の異なりをもちつつ、ほぼ両足院本本文に等しい形で存在している。

(8) 清家文庫A本には、さらに次のような、錯乱とも言える本文の乱れが確認できた。

功有―材木ヲハヨキヲ取テ作り出ヘス処ハヨワク比興ナレハ功ノ當ラサル也

(両下56才)

とあるはずの本文「比興」の「比」と「興」との間に、清家文庫A本では(清A下41才)長大な紛れ込みがある。その紛れ込んだ部分は、本来、下巻20丁表にあるべきもので、当該部分は、下巻20丁表と下巻41丁表とに重複して書写されているのである。その下巻41丁表本文には、途中欠落を含むという混乱までも見られた。次の点線部が欠落部である。

亀策相互矣トス周礼ニ上春ニ鬯亀ト云ホトニ秦モ亦上春ニ鬯亀ナリ又秦ニハ孟冬鬯亀策ト云ホトニ

(9) 注6にも記したように、清家文庫A本が、この部分を、

楚語云重為南正司天掣為火正兼為北正故章(清A上13才)

としているが、これは、

楚語云重為南西司天掣為大正司地所以又為南正火正不同者蓋重為本正兼為南正司天掣為火正兼為北正故章(両上14ウ)

の「為」字を、両足本傍線部末尾「為」と誤認した結果、傍線部全体を飛ばして書写してしまったものと見られる。清家文庫A本と清家文庫B本とで同じ箇所を同じ型で誤写している例である。

(10) 『女子大國文』第一七二号。

(11) 清家文庫B本、第2丁裏最終行と第3丁表最初行との間にあたる部分で欠落している部分は、B本第3丁裏と第4丁表との間に存在し、一丁分がズレていることになる。書写時の過誤か、現状B本第4丁は現状第3丁の前にあるべきものが綴じ間違われた乱丁であろう。

(12) 『女子大國文』第一七二号。

(13) 『女子大國文』第一七二号。

『月令抄』三本

(14) たとえば、

各分テ六爻トメ十二月ニ象ル十二月消 息ノ卦ト云ハ (両上35才)

のような、紙漉き時に発生したとおぼしき「ささくれ」があり、文字を記すには不適切な表面状態であったための空白もあり、すべての空白が「意図されたもの」ではない。

(15) たとえば空白部挙例を、あらためて振り返るなら、両足院本と清家文庫A本とで、同一箇所・同一文字の欠落を想定できる空白用例もありながら、それが一方にのみ見られる用例もあった。

邪是於行故慎以罪之 戮也 (両下31ウ)

邪是於行故慎以罪之 戮也 (清A下87ウ) 邪是於行故慎以罪之 戮也 (清B下3才)

文字欠落に伴う空白が、殊更に作為をもって設けられたものであるならば、たとえば書写元自体に文字欠落があるか或は判読不可能であるか、といった事情で文字で埋めることができないと書写者が判断した、という可能性が考えられる。両足院本と清家文庫A本とで食い違う、右のような空白部用例は、それぞれの書写元とした本での、当該文字記載の在り方が異なっていたことを反映しているのではなからうか。

(16) 清家文庫B本にも、

世守天文之變雖俱掌天文其事不同 (両上32ウ) 世守天文之變雖俱掌天文其事不同 (清A上29ウ)

世守天文之變雖俱掌天 文其事不同 (清B上25ウ)

のような空白が例外的に存在するが、B本でのこの空白部分は、両足院本や清家文庫A本に見られるような「機能」が託されたものではないだろう。『礼記正義』「世守天文之變雖俱掌天文其事不同」とある。

(17) 『女子大國文』第一六八号。

(18) 小林千草氏『両足院蔵日本書紀抄』「解説」参照。

(19) 『女子大國文』第一七二号。注營室——正曰春秋説云宮室主軍士之糧 (清B下24才)

(20) ただし、両足院本・清家文庫A本『月令抄』の一字下げと前記『礼記抄』『易学啓蒙抄』『尚書聴塵』のそれとが体裁を一にしないことは課題である。

(21) もちろん、清家文庫B本の書写元本自体が、既に、欠字空白・訓点類・注記等一字下げのいずれか或いは全てを欠いていた可能性もある。

参考文献

『禮記正義』(一九五七) 鄭玄注 孔穎達疏 中華書局

『礼記集説』九州大学附属図書館支子文庫(函架番号 123-㉝・11) 国文学研修資料館電子資料館上で閲覧
http://basel.nijl.ac.jp/~tkoten/owners/syusyu_list/list_kyudaikuchinashi.html

大橋敦夫 (一九八九) 「抄物の語法——『抄物共通語』の存在について——」(上智大学国文学会編『国文学論集』二三所収)

岡寫偉久子 (二〇一二) 『林逸抄』(源氏物語古注集成第二三卷)

川瀬一馬 (一九四九) 「饅頭屋宗二に就いて」(『ビブリア』第一輯所収)

木田章義 (二〇一八) 「講演 饅頭屋と博士家——文化を守るもの——」(『ビブリア』第一四九号所収)

木田章義 (二〇〇五) 「両足院本『毛詩抄』とその背景」(『林宗二・林宗和自筆毛詩抄』所収)

(二〇〇七) 『抄物と中世文化』(京都大学大学院文学研究科)

小林千草 (一九六八) 「解説」(伊藤東愼・大塚光信・安田章編『両足院蔵日本書紀抄』所収)

(一九九二) 『日本書紀抄の国語学的研究』

薦 清行 (二〇二一) 「抄物研究から…翻訳・注釈としての訓点資料と抄物」(『訓点語と訓点資料』第一四六輯(小特集 訓点資料研

究に期待すること）

森岡健二（一九九二）森岡健二編『近代語の成立』文体編

柳田征司（一九六八）「清原宣賢自筆「三略秘抄」の本文の性格に就て」『国語学』第七五号）

山下宏明（一九六一）「語り物文芸」『國文學解釋と鑑賞』昭和三六年一二月号所収）

湯浅茂雄（一九九二）「雅俗対訳資料における俗語の共通語的性格」（森岡健二編『近代語の成立——文体編——』所収）

（本学教授）